

ともに創りあげる社会をめざして

くしろ 男女平等参画 プラン

〈2018 年度～2027 年度〉



「釧路市男女いきいき参画宣言」

わたしたち釧路市民は
性別にかかわらず ともに協力し合い
一人ひとりが 個性と能力を生かし
家庭や職場など 社会のあらゆる分野において
すべての人が自分らしく生きられる
男女平等参画社会を推進することを
ここに宣言します

〔 基本理念 〕

男女平等参画社会を実現するための8本の柱

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保すること

② 社会における制度又は慣行の中立化への配慮

性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女がさまざまな活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするよう配慮すること

③ 政策等の立案及び決定への平等参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、さまざまな方針の立案・決定に参画できる機会を確保すること

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事や学習、地域活動などができるようにすること

⑤ 性と生殖に関する健康と権利

男女が互いの性について理解を深め、基本的に妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり、ともに健康な生活を営むことができるようにすること

⑥ 国際社会の取組と配慮

男女平等参画の推進は、国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから国際的な連携の下に行っていく必要があること

⑦ あらゆる暴力の根絶

男女が自らの性を大切にしながらお互いの人格を尊重しあうことができるように、あらゆる形態の暴力を根絶すること

⑧ 就業の場における男女の平等の推進

働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して働き生活できるようにすること



＜基本目標＞

I 男女の人権の尊重

1 男女の人権についての認識浸透

- (1) 多様な機会を通しての広報・啓発
- (2) 調査活動及び情報の収集・提供
- (3) メディアにおける男女の人権への配慮

2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

- (1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進
- (2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

3 女性に対する暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成
- (2) 女性への暴力防止と被害女性への支援
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

II 男女が共に働くための環境づくり

1 就労の場における機会均等の推進

- (1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等
- (2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実
- (3) 職場における男女平等意識の推進

2 男女の仕事と家庭の両立

- (1) 育児・介護休業制度等の定着促進
- (2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援
- (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

3 多様な働きかたを可能にする環境整備

- (1) 男女の職業能力の開発と就業支援
- (2) 多様な働き方を可能にするための情報提供
- (3) 農業等自営業に従事する女性への支援

4 女性の職業生活における活躍の推進 (女性活躍推進計画)

- (1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進
- (2) ハラスメントのない職場の実現
- (3) 女性のライフステージに応じた支援

III あらゆる分野への男女平等参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 審議会・委員会等への女性の参画促進
- (2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大
- (3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

- (1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進
- (2) 家庭・地域における男女平等参画促進
- (3) 男女平等参画に関する活動への支援
- (4) 防災分野における男女平等参画の促進
- (5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1 相談・支援体制の充実

- (1) 相談窓口体制の充実
- (2) 支援機能の充実

2 安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進
- (2) 障がい者の自立した生活の支援
- (3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進
- (4) 社会全体での子育て支援

3 生涯学習の推進

- (1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実
- (2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

4 生涯にわたる男女の健康支援

- (1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援
- (2) 男女平等の視点に立った性教育の促進
- (3) 成人期・高齢期における健康づくり支援
- (4) 保健・医療体制の充実



プラン策定の趣旨

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」や成長戦略等を通じたさまざまな取組を進めてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し社会は大きく変わり始めています。さらに、平成28年4月には、事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が完全施行し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。しかしながら、社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、さまざまな側面からの課題が存在しており、それらを解決していくため、実効性のある取組が求められています。

本市では、国や北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、平成23年4月には、基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「釧路市男女平等参画推進条例」を施行し、これらに基づき諸施策の推進に努めてきました。また、平成26年3月には「くしろ男女平等参画プラン」の中間見直しを行い、さまざまな施策を総合的かつ計画的に展開しているところです。

平成26年3月の中間見直し後の各施策の進捗状況や、平成28年11月に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」から見えてきた課題、また、女性活躍推進法を踏まえ、本市における男女平等参画社会の実現に向けてより一層施策推進を図っていくため、新たな計画「くしろ男女平等参画プラン」（2018～2027年度）を策定しました。

客観的な成果目標を持ち、事業を推進していきます。

- ・各種審議会等委員の女性委員の登用割合 40%を達成すること
- ・市男性職員の育児休業取得率 5%以上
- ・市男性職員の配偶者出産休暇の取得率 80%以上
- ・マタニティ講座を受講したことで「妊娠・出産・育児に対する不安の解消に役立った」と答えた者の割合 100%
- ・ファミリーサポートセンター会員数 H26の981人の10%増
- ・子育て支援拠点センター延利用者数 4万人以上の維持
- ・事業所従事者数の女性従業員の割合 50%

■発行／釧路市

■編集／釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL (0154) 31-4504 FAX (0154) 23-5220

E-mail shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp